

障がい福祉サービス等

利用のご案内



2019年（令和元年） 12月

福山市障がい者総合支援協議会（相談支援部会）

障がい福祉サービスの利用までの流れ

①相談

使いたいサービスや困っていることなどをご相談ください。障がいのある方の意向を確認し、サービス利用のための支援を行います。

【窓口】市役所及び各支所、基幹相談支援センター及び各相談支援事業所



②利用申請

具体的な利用希望サービスが決まったら、サービス利用の申請をします。必要に応じて、収入等を証明する書類なども一緒に提出してください。

【窓口】市役所及び各支所

③サービス等利用計画案の作成依頼

希望する「特定・障がい児相談支援事業所」に利用計画の作成を直接申し込み、契約してください。（※特定相談支援事業所に頼まず、自分で利用計画を作成することもできます。【セルフプラン】）

【窓口】各特定・障がい児相談支援事業所

④障がい支援区分訪問調査・支援区分認定

(1)支援区分訪問調査

認定調査員が利用者の心身の状況等について、訪問調査を行います。認定調査に併せて、本人及び家族等の状況、現在のサービス内容や家族からの介護状況、利用意向等を確認します。（障がい児は、認定調査の代わりに5領域11項目の調査を行います。）※認定調査員は県の研修を受け、市から認定された者です。

(2)支援区分の認定

調査の内容を踏まえて「審査会」の審査・判定を受けて、障がい支援区分の認定が行われます。なお、審査会では、主治医の意見書が必要となります。

（訓練等給付利用・児童の場合は、審査会の審査・判定及び主治医意見書は不要です。）

⑤サービス等利用計画案の作成・提出

(1)依頼予定事業者の届出

サービス等利用計画案の作成を依頼する「特定・障がい児相談支援事業所」が市役所担当課へ届出ます。（事業所が代行します。）

(2)サービス利用計画（案）の作成

③で契約した「特定・障がい児相談支援事業所」の相談員が自宅等を訪問し、生活の悩みや希望するサービス等の内容を聞き取り、サービス等利用計画案を作成し、市役所担当課へ提出します。（【セルフプランも可能】）



⑥支給決定・受給者証の交付

市役所担当課はサービス等利用計画案，サービスの利用意向を踏まえて，障がい福祉サービスの内容を決定します。支給が決定した皆さんには「支給決定通知書」と「受給者証」を交付します。

⑦サービス担当者会議

特定・障がい児相談支援事業所は，支給決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行う。併せて，サービス担当者会議を開催し，障がい福祉サービス事業者等から専門的な見地から意見を聴取すると共に本人及び家族に対して説明します。



⑧サービス等利用計画の作成・提出

特定・障がい児相談支援事業所は，支給決定に係る障がい福祉サービス等の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画を作成し，本人等及び障がい福祉サービス事業者等に交付すると共に，市役所担当課へ提出します。

⑨契約

受給者証を利用予定の障がい福祉サービス事業者や施設に提示して利用を申し込み，「契約」を結んでください。



⑩サービスの利用

「契約」に基づいてサービスを利用します。サービスの利用後は，利用負担額等をサービス提供事業者や施設にお支払いください。

⑪モニタリング(利用計画の定期的な見直し)の実施

特定・障がい児相談支援事業所が，受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに利用者の自宅などを訪問し，サービスの利用状況と新たなニーズ等を確認します。

よくある
質問？



ばらのまち福山
イメージキャラクター
「ローラ」

Q. サービス等利用計画とは何ですか？

障がい福祉サービスを利用希望の方が，必要なサービスをより安心して利用することができるためにつくる計画です。

サービス等利用計画は，市が障がい福祉サービスの支給決定を行う際に参考とします。

Q. サービス等利用計画を作成するのに費用はかかりますか？

サービス等利用計画の作成に利用者負担はありません。作成する特定・障がい児相談支援事業所には，市から報酬（給付費）が支払われます。（サービス利用計画時及びモニタリング時）

主な障がい福祉サービスの種類と障がい支援区分

※障がい者（児）を対象とした主なサービス

	困っていること、希望していること	サービス名	サービス内容	対象者（支援区分）						
				1	2	3	4	5	6	児
自宅及び外出時での支援	食事、入浴、通院介助、調理や洗濯など家庭での支援を受け自宅で暮らしたい	居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、通院や公的機関への介助、調理、洗濯及び掃除等の家事援助などを行います。	○	○	○	○	○	○	○
	外出時、移動時の支援をしてもらいたい社会参加等をしたい	行動援護	重度の知的障がい、または精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。			○	○	○	○	○
		同行援護	重度の視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排泄及び食事等の介護、その他外出時に必要な援助を行います。	同行援護アセスメント調査票による						
		移動支援（※地域生活支援事業）	障がいにより屋外での移動が困難な人に対して、自立生活及び社会参加のための外出支援を行います。	身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳保持者（児）						
	食事、入浴、調理や洗濯など家庭での支援と外出・移動中の支援を受け、地域で生活したい	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅における入浴や排せつ、食事介助や外出時の移動支援等を総合的にを行います。（15歳以上）				○	○	○	
	常時支援を受けながら地域で生活をしたい	重度障がい者包括支援	介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障がい者等に、居宅介護やその他の障がい福祉サービスを包括的に提供します。						○	○
外出することが難しいので自宅で支援して欲しい	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与及び集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	重度の障がいの状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児。							
と泊まる	一時的に昼間・夜間を過ごせるところ、介護者の休息（レスパイト）が必要	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	○	○	○	○	○	○	○
住むところ	施設で生活がしたい	施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等の援助を行います。		緩和要件有		○	○	○	
	一人では不安だから、支援を受けながら少人数で生活したい	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、又は食事の介護その他生活上の援助を行います。	○	○	○	○	○	○	○
療養するところ	医学的管理のもとで療養生活がしたい	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。					○	○	
訓練するところ	歩行訓練がしたい、家事ができるようになりたい	自立訓練（機能訓練）	身体障がい者に対し、有期限で身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な訓練、その他の援助を行います。	一定の支援が必要な身体障がい者						
	家事等の日常生活力を身につけたい	自立訓練（生活訓練）	知的・精神障がい者に対し、有期限で身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な訓練、その他の援助を行います。	一定の支援が必要な知的・精神障がい者						
日中活動するところ	日中に創作活動や生産活動がしたい	生活介護	主に昼間において、障がい者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	緩和要件有		○	○	○	○	
	親が働いている、急な疾病などの時に安心して過ごしたい	日中一時支援（※地域生活支援事業）	日中、障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常訓練等の支援を行います。	日中に監護する人がいない者（児）						

日中活動するところ	放課後も安心して過ごしたい	放課後等デイサービス	障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。	就学中の障がい児
	日常生活の基本動作や集団生活への適応訓練を受けさせたい	児童発達支援	日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應できるよう適切かつ効果的な指導・訓練を行います。	身体・知的・精神に障がいがあり療育の必要が認められた児童
		医療型児童発達支援	日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應できるよう適切かつ効果的な指導・訓練及び治療を行います。	上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童
仕事に関する支援	一般就労がしたい	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	一般就労を希望する人
	将来、一般就労を目指したい	就労継続支援A型	雇用契約に基づき、有期限で就労の機会やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の援助を行います。	一般企業で就労が困難な人（65歳未満）
	一般就労は難しいけど、軽作業などをしたい	就労継続支援B型	年齢や体力面で就労が困難な人に、生産活動、その他の活動の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の援助を行います。	一般企業で就労が困難な人、または50歳を過ぎ就労が困難な人
	安心して働きたい	就労定着支援	企業、福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行なうとともに、雇用により生じる日常生活または社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行ないます。	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者。
相談するところ	サービス等利用計画案を作成しサービスを利用したい	計画相談支援	特定・障がい児相談支援事業者が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、障がい福祉サービス事業者と連絡調整を行います。また、サービスが適切に提供されているかを確認して、利用計画の定期的な見直しを行います。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
暮らしの支援	地域で安心して暮らしたい	自立生活援助	定期的な巡回または随時連絡を受けて訪問し、情報提供及び助言並びに相談を受け、医療機関等の関係機関との連絡調整を行ないます。	居宅で自立した日常生活を営む上での問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者。
	施設退所・退院後の新しい生活の準備を手伝って欲しい	地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行ないます。	障がい者支援施設等に入所中または精神科病院入院中の障がい者が地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする者。
	ひとりで生活するのに不安がある	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に常時の連絡体制を確保し、特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行なう。	単身等により緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者。

障がい福祉サービスの利用者負担額

はらのまら福祉
イメージキャラクター
「ローラ」



- 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担はありません。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	
一般 1	市民税課税世帯で①②のいずれかに該当する方	9,300円
	①居宅で生活（施設入所者、グループホーム入所者は除く）	
	A. 市民税所得割16万円未満の障がい者 B. 市民税所得割28万円未満の障がい児	4,600円
一般 2	②20歳未満の施設入所者で市民税所得割28万円未満の方	9,300円
	市民税課税世帯（一般1に該当する方を除く）	37,200円

★所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者（施設に入所する18、19歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
障がい児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

障がい福祉サービス等に関する相談・問い合わせ先

福山市・障がい福祉課



はらのまち福山
イメージキャラクター
「ローラ」

福祉サービス等の各種手続き窓口です。各支所保健福祉課等でも、受付できます。

電話：(084)928-1208 FAX：(084)928-1730
住所：福山市東桜町3番5号（福山市役所）
受付：月～金（8:30～17:15）

障がい者基幹相談支援センター （愛称：クローバー）

福祉サービスの利用や各種手続き、日常の心配ごとなど、障がいのある方、ご家族、関係者からの相談をお受けします。障がい種別は問いません。相談は無料、秘密は厳守します。

電話：(084)973-0968 FAX：(084)926-7111
相談受付：月～土（9:00～17:00）
住所：福山市三吉町南二丁目11番22号（福山すこやかセンター内）



障がい者虐待防止センター

障がいのある人が、家族、施設や利用しているサービス事業所の職員、会社の事業主などに虐待されていることに気付いたら、相談してください。

電話：(084)928-1354 FAX：(084)929-7111
受付：月～金（9:00～17:00）…※緊急時24時間対応
住所：福山市三吉町南二丁目11番22号（福山すこやかセンター内）



権利擁護支援センター

障がいのある人の日常的な金銭管理や成年後見制度の利用などについて、相談をお受けします。

電話：(084)928-1353 FAX：(084)928-1331
受付：月～金（9:00～17:00）
住所：福山市三吉町南二丁目11番22号（福山すこやかセンター内）

各サービス提供事業者・施設、相談支援事業所などは福山市ホームページの事業所一覧を参照してください。

【福山市＝<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>】
（福山市＜担当部署でさがす＞障がい福祉課＜事業所一覧＞）